



NEWS RELEASE

2018 年 3 月 20 日

報道関係者各位

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

障がいがある社員の通院休暇制度導入

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長兼 CEO 増田 宗昭、以下 CCC)は、2018 年 4 月 1 日より、社内規定を見直し、障がいがある社員が通院するために月 1 日の特別休暇を付与する「通院休暇制度」を新たに導入いたします。

社会全体で障がい者への合理的配慮に注目し、企業においても人財の多様性が重視されています。CCC では障がいを持つ社員にヒアリング等を実施し、より働きやすい環境と制度を検討してまいりました。その結果、通院に対する休暇制度を整える必要があると判断し、月 1 日の特別休暇制度を制定いたしました。

CCC は様々な価値観を持つお客様へのライフスタイル提案をする企画会社として、社内にも多様な人財を擁しながら、それぞれの考えを顧客価値に転換していくことを目指し、今後も社員の多様性を支援する取り組みを行ってまいります。

【通院休暇制度について】

障がい者手帳保有者の定期通院に対し、月 1 日の特別休暇を付与。対象者が安心して通院できることを目的としている。

＜本件に関するお問い合わせ＞

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 広報

元永純代

TEL:03-6800-3570